

あなたの悩みを相談してみませんか

職員からの苦情相談制度の御案内

愛知県人事委員会では、公務能率の維持・向上を図ることを目的として、「職員からの苦情相談に関する規則」（平成 17 年愛知県人事委員会規則 9－11）を定め、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に応じていますので、御活用ください。

なお、県民の方からの相談に応じる制度ではありません。

1 苦情相談制度の対象者

当委員会の苦情相談制度を利用できる方は、次に掲げる地方公共団体の職員です。

- ① 愛知県【一般行政職員、県立学校教職員、警察職員】
 - ② 愛知県に公平委員会の事務を委託している町村、一部事務組合及び広域連合【一般行政職員、教職員、消防職員】
- ※いずれも、企業職員（愛知県においては、企業庁又は病院事業庁に勤務する職員）、単純労務職員及び特別職の職員を除く。

※条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員）及び任期付職員も対象となります。

※市の職員及び市立学校の教員は、それぞれの市の公平委員会に御相談ください（市については公平委員会の事務を受託しておりません。）。

2 苦情相談の対象となる事項

当委員会の苦情相談の対象は、職員本人に関する、次に掲げる勤務条件その他の人事管理に関する事項です。

給与、旅費、勤務時間、休暇、執務環境、厚生福利、服務、任用（昇任、転任、再任用等）、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ 等

※他の職員の勤務条件に関するもの、職場における不正行為等を告発するもの、損害賠償を求めらるもの等は、当委員会の苦情相談の対象ではありません。

3 苦情相談に対する措置の内容

当委員会事務局職員が苦情相談の内容を確認した上で、苦情相談を行った職員に助言等を行うほか、相談内容によっては、任命権者への伝達や調査の依頼等を行うことにより、適切な解決が図られるよう努めます。

※個々の職員の任用（昇任、転任、再任用等）など人事に関する事項については、苦情相談の対象に含まれますが、任命権者の専権事項であるため、苦情の内容を相談者からの要望として任命権者に伝達する対応に限られます。

4 秘密の保持及び不利益取扱いの禁止

(1) 苦情相談の内容や相談者の氏名等については、秘密を厳守します。

また、当委員会が苦情相談の内容を任命権者へ伝達等する際は、相談者の了解を得た上で行うこととしています。

(2) 任命権者は、職員が人事委員会に対して苦情相談を行ったこと等に起因して、職場等において不利益を受けることがないよう配慮しなければならないこととされています。

5 苦情相談の窓口及び申出方法

苦情相談の 窓口	愛知県人事委員会事務局 審査課 公平グループ 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501） （愛知県庁西庁舎5階） 電 話 番 号 052-954-6823（ダイヤルイン） 県 庁 内 線 3554 又は 3558 電子メール jinji-kujou▲pref.aichi.lg.jp（苦情相談専用） （メールを送信する際は▲を@に置換して送信してください）
苦情相談の 申出方法	電子メール、電話、面談又は手紙 ※面談を希望される場合は、面談日時の調整のため、事前に御連絡願います。 ※電話又は面談による受付時間は、以下のとおりです。 月曜日から金曜日まで（県の休日を除く） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ※できるだけ、電子メールでの相談をお願いします。